

平成20年2月吉日

各保険医療機関等の長 殿

茨城県保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

### 妊産婦医療福祉（マル福）制度における現物給付化について

医療福祉制度の実施につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

現在、妊産婦に対する医療福祉費の給付については、受給者が医療機関の窓口で一部負担金（総医療費の3割）を支払い、後日、支払った額を市町村から医療福祉費として支給する償還払いとしておりますが、妊産婦の受給者の利便性を図るため、平成20年4月診療分から、県内の医療機関を受診した場合には、乳幼児などと同じように、現物給付として、医療機関の窓口でマル福自己負担額（外来1日600円、月2回まで、入院1日300円、月3,000円まで）のみを支払うことで受診できるようにいたします。

現物給付化に伴い、公費負担者番号の設定が必要となるため、医療費請求システムの変更など一部ご負担をおかけしますが、受給者からの妊産婦医療福祉費支給申請書（水色の用紙）（以下「支給申請書」という。）の受領や支給申請書への転記等がなくなることにより事務処理の効率化が図れるものと考えておりますので、趣旨を御理解のうえ御協力の程よろしくお願ひいたします。

なお、支給申請書は廃止となり、平成20年3月以前の診療分であっても、平成20年4月11日以降に支給申請書を国保連合会に提出いただいた場合には、事務交付金については、支払うことが出来なくなりますので御理解の程よろしくお願ひいたします。

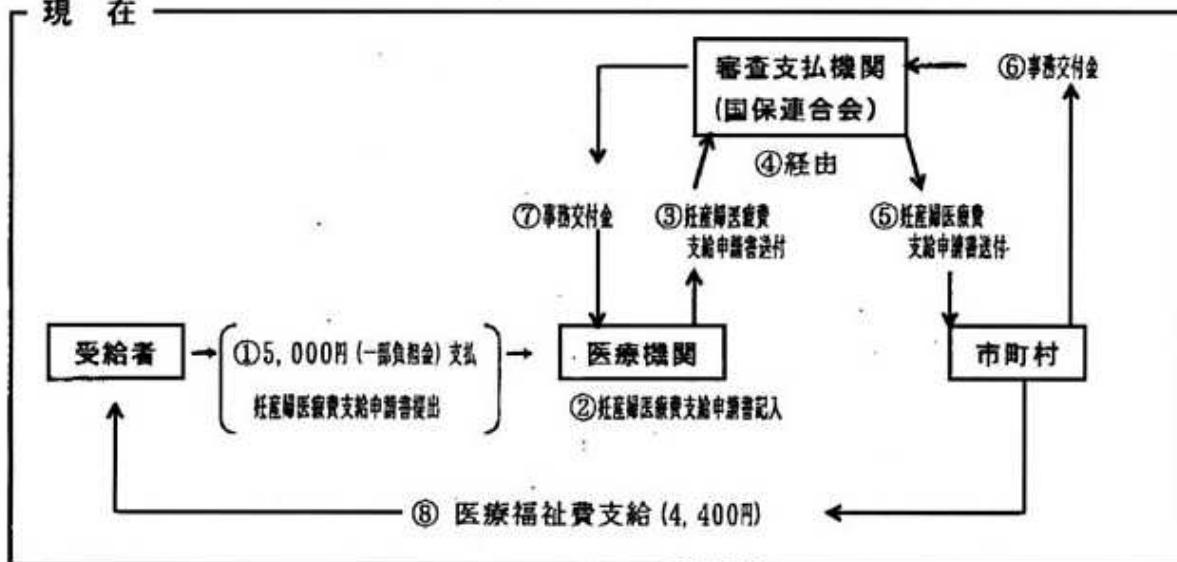
#### 記

- 1 実施時期 : 平成20年4月診療分から
- 2 公費負担者番号 : 妊産婦 8608△△△▲  
※ 医療福祉費受給者証に記載されています。

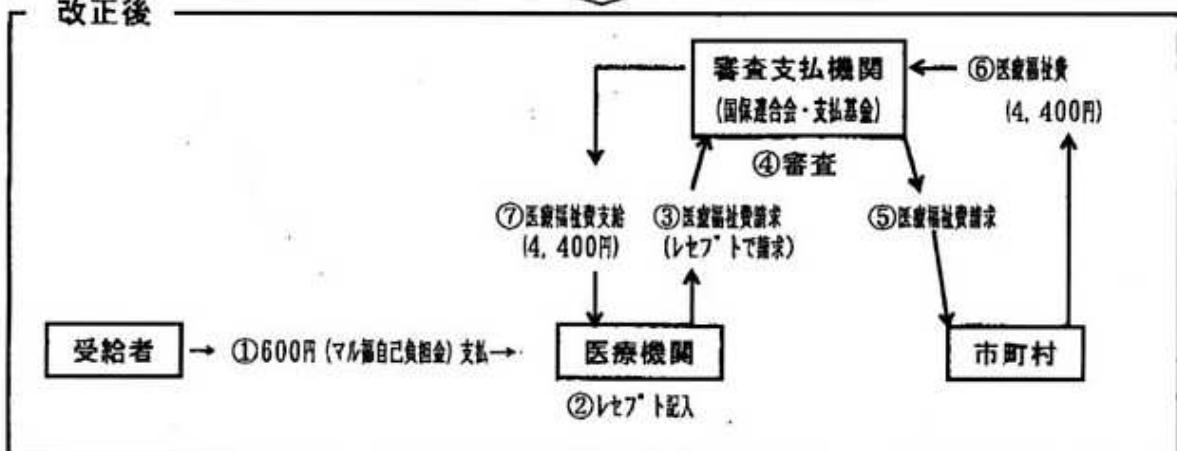
△△△は市町村番号  
▲は検証番号
- 3 給付期間 : 母子手帳交付月の初日から出産月の翌月末日まで  
※ 出産日により受給者証の有効期限が変更になる場合がありますので、必要に応じて、母子手帳等で出産日の確認をお願いします。
- 4 給付内容  
健康保険各法の規定による一部負担金から、自己負担金を除いた額を給付します。  
※ ただし、入院時食事療養費は給付対象外です。
- 5 自己負担金  
外来： 医療機関ごとに1日600円を限度とし、月2回まで (※調剤はなし)  
入院： 医療機関ごとに1日300円を限度とし、月3,000円まで (※調剤はなし)
- 6 医療福祉費の請求  
乳幼児などの受給者と同様に、診療報酬明細書（レセプト）の公費欄記入により、医療福祉費を請求願います。  
※ 妊産婦医療福祉費支給申請書（水色の用紙）は、平成20年4月診療分以降提出いただく必要はありません。

7 請求事務処理フロー  
(※外来1日で一部負担金5,000円の場合の例)

現在



改正後



8 レセプトの記載について

従来、レセプトの上部に~~福~~表示（国保連への磁気媒体等での提出分は特記事項の「80」の表示）をお願いしておりましたが、4月診療分以降は記載しないようお願いします。

9 その他

レセプト及び診療報酬請求書の記入の詳細については、国保連合会及び支払基金に確認願います。